

# ◆◆◆ 税のお知らせ ◆◆◆

2月16日(木)から3月15日(木)までは所得税、市県民税の申告期間です。  
申告期限が近くなると窓口が大変混雑しますので、お早めに手続きをお願いします。

## 所得税の確定申告

### ■所得税の確定申告が必要な方(例)

#### ①給与所得者の場合

給与の収入金額が2,000万円を超える方や、給与、退職所得以外の所得金額が20万円を超える方、給与を2ヵ所以上から受けている方など

#### ②給与所得者以外の場合

事業をしている方や不動産収入がある方、土地・建物や株式等を売った方などで、一定の要件に当てはまる方

### ■給与所得者の還付申告

多額の医療費を支払った方や住宅ローン等によりマイホームを取得、増改築等をした方は、確定申告により源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

### ◆公的年金受給者の方で一定の要件に当てはまる方は所得税の確定申告が不要となりました

平成23年分から、各年分の公的年金収入が400万円以下で、かつ、公的年金以外の所得金額が20万円以下である方は、所得税の確定申告が不要となりました。ただし、この場合であっても所得税の還付申告をすることができます。

### ■確定申告書作成会場

申告相談の内容により会場が異なります。

申告相談の内容	確定申告書作成会場
東日本大震災により住宅や家財などに損害を受けた方の所得税の還付や軽減・免除に関する申告相談	仙台北税務署(青葉区上杉1-1-1) 仙台中税務署(若林区卸町3-8-5) 仙台南税務署(太白区柳生2-28-2) ● 開設時間 9:00~17:00(受付時間 8:30~16:00) ※ 土日祝日を除く(ただし2月19日(日)と2月26日(日)は開設いたします。)
上記以外の申告相談	TICビル3・4階 「確定申告センター」(青葉区一番町4-9-18 仙台三越向かい) ● 開設日時:平成24年2月1日(水)~3月15日(木) 9:00~16:00 ※ 土日祝日を除く(ただし、2月19日(日)・2月26日(日)は開設いたします。)

なお、東日本大震災による住宅や家財などの損害額の計算がお済みの方は、確定申告センターでも申告相談をお受けします。お越しの際は公共交通機関をご利用ください。

### ■震災に関する税制上の特例措置が追加されています

東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るため、次のような国税の特例措置が追加されています。

特例措置の詳しい内容や要件などについては税務署へお問合せください。

- ①住宅借入金等特別控除の控除率の引き上げなど
- ②雑損控除の災害関連支出の支出対象期間の拡大
- ③雑損失の繰越控除の申告要件の緩和
- ④住宅取得等資金の贈与税の非課税期間の拡大

問 仙台北税務署 ☎222・8121、仙台中税務署 ☎783・7831、仙台南税務署 ☎306・8001

### ■税理士会による土・日曜日の確定申告の無料相談

東日本大震災で被災された方の所得税等の無料相談を1月28日から3月4日までの土・日曜日(2月18日・19日・25日・26日を除く)に行います。日時、会場など詳しくは東北税理士会にお問合せください。

問 東北税理士会 ☎293・0503

## 市県民税の申告

### ■市県民税の申告が必要な方

- ①平成24年1月1日現在、仙台市にお住まいで、下記「申告が不要な方」に該当しない方(平成23年中所得がなかった方でも申告が必要です。申告されない場合は非課税証明等を発行できないことがありますのでご注意ください)

なお、年金受給者で公的年金収入が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の方は所得税の申告は不要ですが、市県民税の申告は必要な場合があります。

### ■申告が不要な方

- ①所得税の確定申告をされる方およびその扶養親族の方
- ②給与所得のみの方で、事業主(勤務先)から仙台市に給与支払報告書が提出されている方およびその扶養親族の方

### ■申告に必要なもの

- ①印鑑
- ②源泉徴収票、収支内訳書、その他収入および必要経費を証明する書類(領収書、帳簿等)
- ③所得控除の対象となる医療費・国民健康保険料・国民年金保険料・介護保険料・小規模企業共済等掛金、生命保険料、地震保険料、寄附金などの領収書または控除証明書
- ④配偶者特別控除を受ける方は配偶者の所得が明らかになるもの
- ⑤障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳等、障害者控除対象者認定書(※障害者控除対象者認定書の交付は区役所障害高齢課で申請が必要になります)

裏面へつづきます ▶

## ■ 市県民税申告会場

(公共の交通機関をご利用ください)

申告会場	受付日時
青葉区役所 9階会議室	2月16日(木)～ 3月15日(木)
宮城野区役所 6階ホール	
若林区役所 6階ホール	(閉庁日を除く)
太白区役所 5階ホール	
泉区役所東庁舎 5階大会議室	9:00～11:30
宮城総合支所東庁舎 2階第2会議室	13:00～16:00
秋保総合支所 2階大会議室	

問 法人税務課 ☎214・8042、各区役所・宮城総合支所税務課、秋保総合支所税務住民課(問合せ先は下記参照)

## 平成24年度から適用される 主な税制改正(市税)

### ● 扶養控除・障害者控除の改正

子ども手当や高校無償化に伴い、16歳未満の扶養控除(33万円)が廃止され、16歳以上19歳未満の扶養控除額が45万円から33万円に引き下げられます。

なお、扶養控除の改正に伴い、扶養控除及び配偶者控除の額に加算されていた同居特別障害者加算の額(23万円)が、特別障害者控除の額に振り替えて加算されます。また、所得税においても同様の改正がなされています(市税と控除額は異なりますので、ご注意ください)。

※市県民税においては、扶養控除の対象とならない16歳未満の扶養親族は、非課税判定の人数に算入されます。

問 法人税務課 ☎214-8042

### ● 更正の請求を行うことができる期間の延長

申告期限後に申告内容の間違いに気がつき、納める税金が多過ぎた場合などの手続き(更正の請求)を行うことができる期間が1年から5年に延長されます。

### ● 市税の不申告に係る罰則の強化

税の公平性を図るため、市税の不申告に関する過料が10万円となります。市県民税など期限内の申告をお願いいたします。

問 税制課 ☎214-8139

## 所得税や市県民税を申告することで 控除が受けられる場合があります

### 雑損控除

東日本大震災により住宅や家財などに損害を受けた方

### 医療費控除

一定の医療費を支払った方

### 保険料控除

生命保険料や地震保険料、社会保険料等を支払った方

### 寄附金控除

東日本大震災に係る義援金や寄附金を支払った方

### 寡婦(夫)控除

配偶者と死別または離婚した後、婚姻していない方(ただし、所得金額等の要件があります)

### 障害者控除

身体障害者手帳などの交付を受けていなくても、65歳以上で要介護認定を受けている方は、区役所障害高齢課で「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることにより、障害者控除を受けることができます。

◎いずれの控除も一定の要件等がありますので、詳しくはお問合せください。

## 軽自動車税の変更手続きはお早めに

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。

バイクや軽自動車などの名義や住所に変更があった場合、廃車、盗難に遭った場合は手続きが必要です。

種類	手続き窓口
原動機付自転車(125cc以下のバイク)、小型特殊自動車(農耕用含む)	区役所・総合支所
バイク(125cc超250cc以下)、三輪・四輪の軽自動車(660cc以下)	宮城県軽自動車協会 ☎232-5724
バイク(250cc超)	東北運輸局宮城運輸支局 ☎050-5540-2011

※宮城県軽自動車協会及び東北運輸局宮城運輸支局で行う軽自動車や自動車の名義変更、住所変更、廃車、車検等の手続きについても、毎年3月に集中し、窓口等が大変混雑しますので、できるだけ2月中に手続きをお願いします。

問 法人税務課 ☎214・8042、各区役所・宮城総合支所税務課、秋保総合支所税務住民課(問合せ先は下記参照)

## 各区役所・総合支所の問合せ先

問い合わせ先	電話番号
青葉区役所税務課	225-7211(代)
宮城野区役所税務課	291-2111(代)
若林区役所税務課	282-1111(代)
太白区役所税務課	247-1111(代)
泉区役所税務課	372-3111(代)
宮城総合支所税務課	392-2111(代)
秋保総合支所税務住民課	399-2111(代)

※市外にお住まいの方でお問合せされる場合は、問い合わせ先の電話番号の前に市外局番(022)をつけてください。